# 高所作業車運転技能講習のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号(登録有効期間 令和11年3月30日) 建設 業労働災害防止協会宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東 2-9-19(宮崎県建設会館 4 階) TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

http://www.kensaibou-miyazaki.jp 建災防宮崎県支部 検索 •

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法においては、作業床の高さが 10 m以上の高所作業車の運転は、登録教習機関が行う 技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

#### 1 受講対象者

高所作業車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満 18 才以上の方

#### 2 開催日及び場所

が混合人もであり					
開催日		開催場所			
【1日目:学科】	【2日目:実技】	-			
令和7年4月18日(金)	4月19日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)			
令和7年5月23日(金)	5月24日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)			
令和7年7月25日(金)	7月26日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)			
令和7年9月26日(金)	9月27日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)			
令和7年10月17日(金)	10月18日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)			
令和8年1月23日(金)	1月24日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)			
令和8年1月30日(金)	1月31日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙 2559-1)			

<sup>\*</sup> 各会場駐車場有

### 3 講習科目・講習時間

#### ●学科講習(午前8時30分開講~午後6時50分閉講)

講習科目	講習時間	
運転に必要な一般的事項に関する知識 ※ 2 時間※		
作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5 時間	
関係法令	1時間	
学 科 試 験	(1 時間)	

(※ 免除(2)の方は、運転に必要な一般的事項に関する知識の2時間が免除されます。)

### ●実技講習(午前8時30分開講~午後4時30分閉講)

作業のための装置の操作	6 時間
実 技 試 験	(1 時間)

### 4 受講料及びテキスト代(税込)

講習の区分	免除(1) 学科 8 時間 実技 6 時間 } 14 時間	<u>41,305円</u> (受講料39,160円、テキスト代2,145円)
神自の位力	免除(2) 学科 6 時間 実技 6 時間 } 12 時間	39,105円 (受講料36,960円、テキスト代2,145円)

#### 5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。 なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座 (みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184) に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

## 受講の一部免除

講習の 区分	受講の免除を受けることができる方	免除講習科目
免除(1)	1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に 規定する建設機械施工技術検定に合格した方 2 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大 型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中 型自動車免許又は普通自動車免許を有する方 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技 能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、 車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運 転技能講習を修了した方	○原動機に関する知識
免除 (2)	移動式クレーン運転士免許を有する方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	<ul><li>○原動機に関する知識</li><li>○運転に必要な一般的事項に 関する知識</li></ul>

## 宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」がご利用になれます。

[お問合せ・支給申請先] 宮崎労働局 助成金センター TELO985-62-3125 〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内